

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

（*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）¹

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正

1 国民健康保険税における支援納付金の徴収等

- (1) 市町村が被保険者の属する世帯の世帯主から国民健康保険税を徴収して充てる当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。こと。（第 703 条の 4 第 1 項第 1 号関係）
- (2) 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金課税額を追加するものとする。こと。（第 703 条の 4 第 2 項第 4 号関係）
- (3) 国民健康保険税の標準子ども・子育て支援納付金課税総額は、次のアに掲げる額の見込額からイに掲げる額の見込額を控除した額とするものとする。こと。ただし、国民健康保険税の減免を行う場合には、アに掲げる額の見込額からイに掲げる額の見込額を控除した額にウに掲げる額の見込額を合算した額とすることができるものとする。こと。（第 703 条の 4 第 28 項関係）

ア 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。イにおいて同じ。）の額
- ② (2)イの基準に従い被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

イ 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ① 国民健康保険法の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同法の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- ② その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する

費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入の額

ウ 当該年度における子ども・子育て支援納付金課税額の減免の額の総額

(4) 標準子ども・子育て支援納付金課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。（第 703 条の 4 第 29 項関係）

ア 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、18 歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

イ 所得割総額、被保険者均等割総額、18 歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ウ 所得割総額、被保険者均等割総額及び 18 歳以上被保険者均等割総額の合計額

(5) 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち子ども・子育て支援納付金課税額は、(4)のアからウまでに掲げる標準子ども・子育て支援納付金課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後である被保険者につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とするものとする。（第 703 条の 4 第 30 項関係）

(6) (5)の子ども・子育て支援納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができないものとする。（第 703 条の 4 第 37 項関係）

2 国民健康保険税の減額

(1) 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合、又は国民健康保険税の納税義務者若しくはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合若しくは出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する 18 歳以上被保険者均等割額を減額するものとする。（第 703 条の 5 第 1 項及び第 3 項関係）

(2) 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する(1)オの被保険者均等割額を減額するものとする。(第 703 条の 5 第 4 項関係)

3 その他所要の改正を行うこと。